

令和3年度 第1期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出してください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。
また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞄等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

[民 法]

次の【設例】を読んで、後の【設問】に答えなさい。各設問は独立したものとする。

[設例]

ぶどう生産業者Aは、「Aのぶどう畠で収穫されたLサイズシャインマスカット」50箱（以下「本件目的物」という）を100万円でBに売る旨の契約を結んだ（以下「本件契約」という）。なお、Aのぶどう畠で収穫されたLサイズシャインマスカットはまだ400箱ほど売れ残っており、Aの倉庫に保管されていた。

本件契約では、本件目的物は本件契約締結の1週間後にAが車でB宅に持参し、代金はその際に支払われることになっていた。

[設問1] (30点)

Aは本件契約締結の1週間後（引渡日当日）、本件目的物をトラックでB宅に運ぶ途中、渋滞末尾に停車していたところ、前方不注視の大型車に追突され、本件目的物はすべて潰れてしまった。この場合、AとBは互いにいかなる請求をすることができるか。Aのトラックの停車の仕方に問題はなかったものとする。

[設問2] (40点)

Aは約定に従って本件目的物をB宅に届けたが、Bは本件目的物の粒が小さいことを理由にその受取りを拒んだので、やむなくAは本件目的物を持ち帰った。この場合、AはBにいかなる請求をすることができるか。

[設問3] (30点)

Aは約定に従って本件目的物をB宅に届けたが、Bは本件目的物の粒が小さいことを理由にその受取りを拒んだので、やむなくAは本件目的物を持ち帰ることとした。その帰路、Aは渋滞末尾に停車していたところ、前方不注視の大型車に追突され、本件目的物はすべて潰れてしまった。この場合、AはBにいかなる請求をすることができるか。Aのトラックの停車の仕方に問題はなかったものとする。

